

U15 カテゴリー登録選手の移籍について

チーム移籍についてはU15 カテゴリーに登録したすべての選手に対象となります。以下に移籍手続きの流れをお示ししますのでそれに沿って手続きを行ってください。U15 登録選手の移籍については以下の JBA 発表の通りとします。

【JBA 発表内容】

①U15 カテゴリー登録運用細則／移籍運用細則(2025. 3. 13)

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_U15registration_20250313.pdf

②U15 カテゴリー移籍手続きガイドライン (2025. 3. 13)

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_U15transfers_guide_20250313.pdf

③U15 カテゴリー移籍申請書 (2025. 3. 13)

(PDF) http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_U15transfers_form_20250313.pdf

【移籍手続きが必要なケース】

①移籍手続きが**必要な**ケース

例1：県総体までは中学校 A で登録し、県総体終了後クラブ B に移籍し登録する場合。

例2：6月まではクラブ A で登録し、7月からはクラブ B に所属し登録する場合。

例3：5月まではクラブ A で登録。数ヶ月間どこにも所属せず、8月にクラブ B に所属し登録する場合。

例4：10月までは中学校 A で登録。転校し中学校 B に所属し登録する場合。

②移籍手続きが**不要な**ケース

例1：前年度3月末まではクラブ A に所属。新年度4月になりクラブ B に所属する場合。（年度が切り替わっているため）

例2：前年度3月末まではクラブ A に所属。新年度になり、数ヶ月間どのクラブにも所属していない（登録料を払っていない）。数ヶ月後にクラブ B に所属し登録する場合。

【移籍手続きの流れ】

- ① 選手・保護者は、移籍先・移籍元の顧問（責任者）に移籍を申出。承認を得る。
- ② 選手・保護者は、移籍申請書の「申請者〈競技者情報〉」を記入する。
- ③ 選手・保護者は、移籍元のチーム責任者に「移籍申請書」を記入してもらう。
- ④ 選手・保護者は、移籍先のチーム責任者に「移籍申請書」を記入してもらう。

- ⑤ 選手・保護者は「移籍申請書」を移籍先のチーム責任者に提出する。
- ⑥ 移籍先・移籍元の顧問（責任者）は速やかに Team JBA で移籍登録の手続きをする。
移籍先チームは追加登録申請をする。（「移籍申請書」が必要です。）
移籍元チームは脱退申請を承認する。
- ⑦ 栃木県バスケットボール協会が内容を確認し、承認の決済を行う（承認には数日を要します）。
（承認の可否は移籍先チームの登録責任者に通知されます。）

【重要】

全国 U15 バスケットボール選手権大会栃木県予選大会に出場希望の中学3年生は⑥までを 8月20日までに完了すること。（20日を過ぎての申請については部会長に相談）

また上記の⑦までの移籍手続きを 8月31日までに全て終了する必要がある。但し、同一年度での予選会出場は1回限りとし、複数の都道府県で出場することはできない。

移籍手続き自体はいつでも可能です。但し、中学3年生が8月31日以降に移籍した場合、全国 U15 バスケットボール選手権大会栃木県予選会には出場はできません。

中学1・2年生は、いかなる理由であっても、年度内に移籍した場合、全国 U15 バスケットボール選手権大会栃木県予選会には出場はできません。

以上が移籍に関する手続きの流れとなります。

（一社） 栃木県バスケットボール協会 U15 カテゴリー部会